

共同研究の更なる推進のための 「産学連携強化経費」の改定について

背景

本学では、大学が生み出す文理を越えた「新たな知」の積極的な社会実装を進め、豊かな未来社会を生み出す産業や社会のイノベーションを創出するため、組織的な産学連携を推進して参りました。知的財産の管理も含め、組織的な産学連携の推進を図るためには、マネジメントコストや新たな取り組みのための高度専門人材の人件費等が不可欠です。

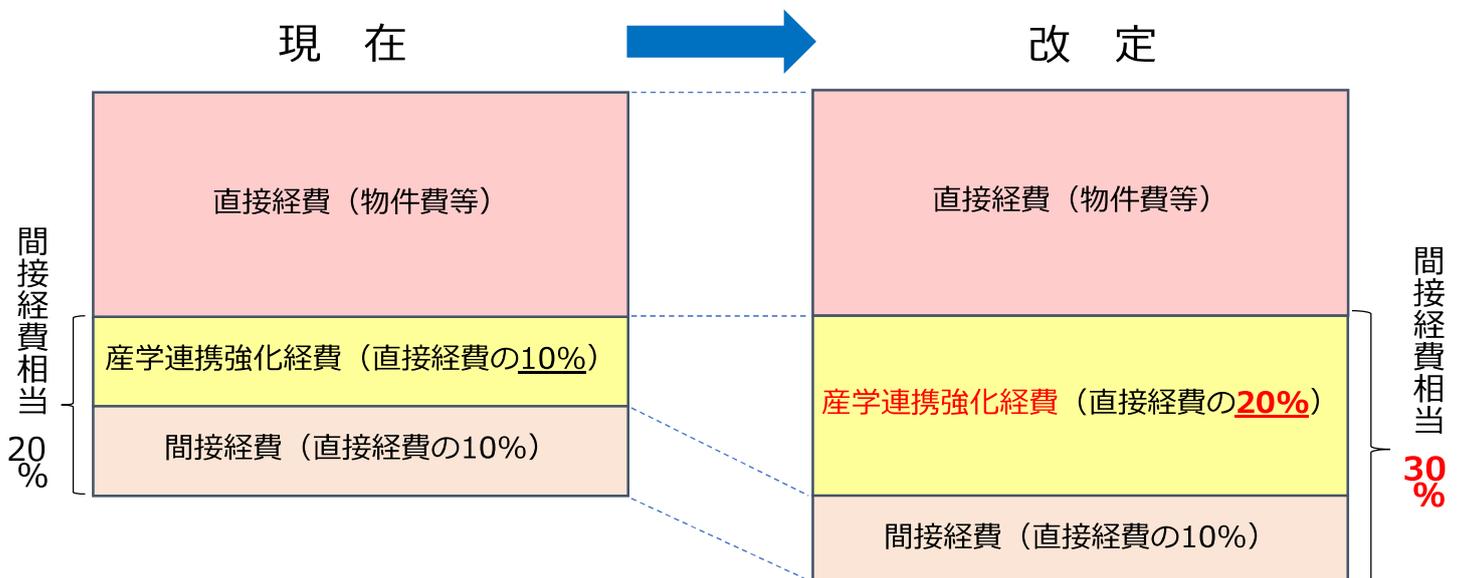
このような中、文部科学省及び経済産業省の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」では、共同研究等の強化のためには適切な費用を産業界に求めていくことが重要であるとの提言がなされ、9割の国立大学が間接経費相当を30%以上に改定しました。

については、下記のとおり共同研究契約における「産学連携強化経費」の見直しを行います。そして企業や地域の皆様との共同研究等をより円滑かつ発展的に推進するため、本経費を活動の基盤となる共同研究マネジメントの高度化（高度専門人材の配置、組織型共同研究の提案、知的財産活用の強化等）に活用し、引き続き、総力を挙げて新たな価値の創造とイノベーションの創出を目指して行く所存です。

今後とも「新潟県を起点とした地域社会をリードする大学」として、企業や地域の皆様との連携のもと、産学連携を推進して参りたいと存じますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改定内容

産学連携強化経費を10%から「**20%**」に見直し、間接経費相当の合計を「**30%**」とします。



適用時期

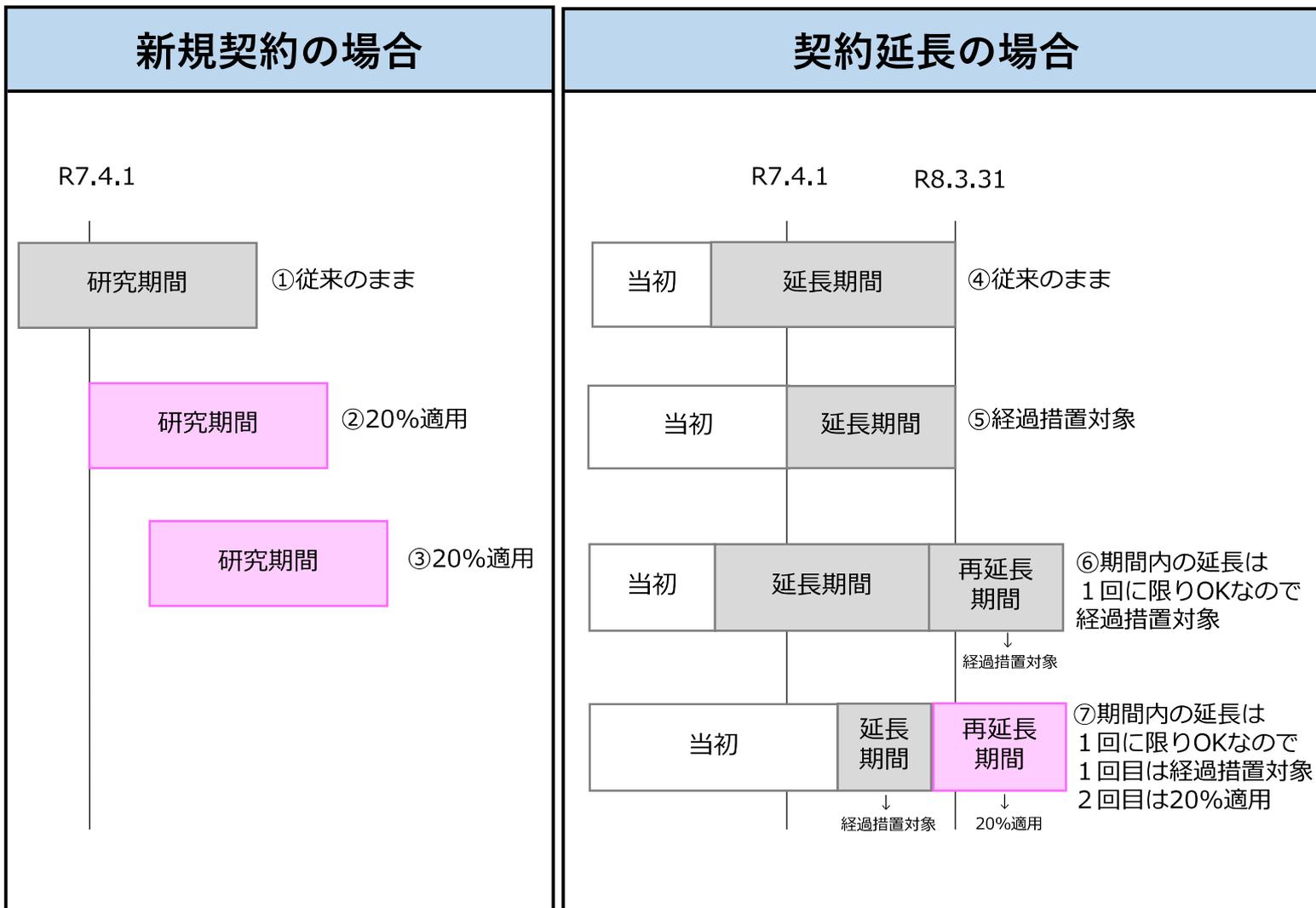
令和7年4月1日以降に研究期間が開始する共同研究から適用します。

○新規契約の場合

研究期間の開始日が令和7年4月1日以降の契約から適用します。

○契約延長の場合

延長する研究期間の開始日が令和7年4月1日以降の契約について、1年間は経過措置期間とします。令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間内に延長する場合は1回に限り従来の取扱いが可能です。2回目以降は20%の適用となります。



※直接経費が単年度500万円以上の「組織型共同研究」の場合は、従来どおり定率ではなく別途調整の上、額を決定します。